

## 第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

### 1 相互理解と府民参画

食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深めるとともに、消費者及び食品関連事業者、関係団体、行政等が情報を共有し、意見交換を行い、消費者と食品関連事業者の相互理解を進めます。さらに、京都府の食の安心・安全施策に府民の意見を反映したり、きょうと食の安心・安全協働サポーターや関係者が協働して様々な取組を行うなど府民参画を推進します。

#### (1) 食育を通じた知識の向上

食の安心・安全を含む市町村食育推進計画の策定を支援し、次代を担う子どもに食品表示の意味や食中毒予防など食の安全に関する基礎知識と理解が深まるよう、親子研修会や料理教室、大学生対象の意見交換会などを開催します。

さらに、府内に、野菜を栽培したり、家畜を飼育したり、食の安全確保について学んだりできる「食農体験農場」の設置を進めます。

また、各学校において食に関する指導計画を策定し、食の安心・安全を含む学校における食育の充実を図ります。

#### 数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
食育推進計画策定市町村の割合(%)	11	70
親子研修会等の開催回数(回/年)	0	5
「食農体験農場」の設置箇所数(箇所)	0	5
食に関する指導計画の策定学校数(校)	219	419



農業施設の見学

## (2) 情報提供の推進

広く府民に食の安心・安全に関する情報を提供するため、府内に流通する食品等の検査結果や農薬に係る立入検査の結果をホームページにより定期的に公表、食の安心・安全に係る身近な情報から国の情報まで満載したメールマガジンを定期的に発行、府の食の安心・安全の取組を紹介するため出前語り等への参加、広告ちらし等を活用して食の安心・安全情報を提供する「情報提供協力店」の増加、見学できる農業施設や食品工場等の紹介、啓発リーフレット（子ども向けも含む。）の作成、府の試験研究機関において開発した食の安心・安全に関する成果の公開、子ども向けホームページによる情報提供を行います。

### 数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
メールマガジン会員登録者数(人)	371	1,000
広告ちらしによる情報提供協力店舗数(店)	106	150

#### きょうの食品まめ知識 見てね!



#### 食品の産地偽装に対する罰則が強化されました!

飲食物品の原産地等についての悪質な偽装表示事案が多発していることを踏まえ、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」が一部改正され、平成21年5月30日から施行されます。

これまでは・・・  
食品の悪質な産地偽装があった場合には、改善の指示などの行政手続きを行うこととなっており、直ちに罰則を科すことはできませんでした。

これからは・・・  
食品の産地偽装に対する罰則規定が新しく設けられ、食品の原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食物品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処するとされました。



京都府農林水産部食の安心・安全推進課  
TEL : 075-414-5654  
URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shokupro/index.html>

#### 情報提供の一例

#### きょうの食品まめ知識 見てね!



#### 新型インフルエンザに関する 内閣府食品安全委員会委員長の見解 (平成21年4月27日作成 4月30日改正)

#### 豚肉・豚肉加工品は「安全」と考えます

豚肉・豚肉加工品を食べることにより、新型インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由からないものと考えています。

豚肉は、従来から食中毒防止の観点から、十分加熱するように言われていること。

万一、ウイルスが附着していたとしても、インフルエンザウイルスは熱に弱く、加熱調理で容易に死滅すること。

万一、ウイルスが附着していたとしても、インフルエンザウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化される可能性が高いこと。

京都府農林水産部食の安心・安全推進課  
TEL : 075-414-5654  
URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shokupro/index.html>

### (3) リスクコミュニケーションの推進

食品安全基本法（平成15年法律第48号）の制定により、食品安全行政にリスク分析手法の導入が図られましたが、このリスク分析では、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの3つが重要とされています。

そのうち、リスク評価については食品安全委員会が、リスク管理については厚生労働省や農林水産省が主に担当しています。

一方、今後は、消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちを醸成することを促進します。

そのために、リスクコミュニケーションの担い手となるリスクコミュニケーター（注1）を育成し、例えば残留農薬の問題など府民の関心のあるテーマを設定して、各地域で効果的にリスクコミュニケーションを実施します。

#### （注1）リスクコミュニケーター

消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人材のことで、食品関連事業者、関係団体、地方公共団体等に属する者の中から育成します。

### 数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
リスクコミュニケーターの人数(人)	0	30
リスクコミュニケーションの開催回数(回/年)	0	10



意見交換会の様子

食品関連事業者による消費者への情報提供



#### (4) 府民参画の推進

##### ア きょうと食の安心・安全協働サポーターの創設

安心・安全な農畜水産物を生産するため、農薬等の使用量を減らして米や野菜を生産している農家、トレーサビリティシステム等を通じて産地情報を提供する農家等がたくさん育ってきました。安心・安全な加工食品を生産するため、府の独自制度であるきょうと信頼食品登録制度等を通じて、安心・安全な加工食品を生産する事業者もたくさん育ってきました。

このような食の安心・安全に関する京都独自の取組や知識を広く府民に普及啓発するため、府は、これまで取り組んできた食の安心・安全セミナー等に参加された府民や食の安心・安全に関心のある団体をきょうと食の安心・安全協働サポーター(以下「サポーター」という。)(注2)に登録し、食に関する情報を携帯電話(メール)等を通じてサポーターに提供します。サポーターは、身近な人や団体の構成員にこの情報を積極的に提供し、食への関心を高めます。また、サポーターは、府の施策等に対し意見を述べ、食の安心・安全に協力していただきます。

(注2) きょうと食の安心・安全協働サポーター

京都府内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は京都府内に事務所若しくは事業所が所在する団体で、希望する個人・団体になっていただきます。

##### イ 意見交換又はシンポジウムの開催

食の安心・安全に関する施策や取組について消費者、生産者等と意見交換を行うとともに、消費者、生産者等と協働して、食の安心・安全シンポジウムを開催します。

##### ウ 府民の意見を反映した食品衛生監視指導計画

流通している食品等の残留農薬等の検査に関する食品衛生監視指導計画について、府民の意見を反映し、充実した内容の計画を策定します。

#### 数値目標

取 組	現 状 (H20年度実績値)	目 標 (H24年度)
食の安心・安全協働サポーター数(人・団体)	0	1,000
食の安心・安全協働サポーター研修会開催回数(回/年)	0	5
食の安心・安全協働サポーターへの食情報の提供(回/年)	0	24
消費者、生産者等との意見交換(回/年)	4	10
食の安心・安全シンポジウム(回/年)	0	1